

第 4 次千葉市消費生活基本計画に基づく令和 7 年度事業実績及び令和 8 年度実施予定（抜粋）

1 c 及び d 評価となった個別施策

評価	No・所管課	施策内容	令和 7 年度実施予定	令和 7 年度事業実績	令和 8 年度実施予定
c	No.7 建築指導課 (2 ページ)	既存住宅の瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に係る費用の一部を助成します。	・耐風診断助成 2 件 ・耐風改修助成 28 件	・耐風診断助成 0 件 ・耐風改修助成 18 件 ※明らかに告示基準に適合していないと判断された住宅は、耐風診断を行わなくとも改修を可能としているため、診断助成件数は少なくなっている。	・耐風診断助成 1 件 ・耐風改修助成 24 件
c	No.43 地域安全課 (15 ページ)	地域における防犯体制を強化するため、講座や防犯パトロールを行う団体の支援、防犯アドバイザーの派遣を行います。 主な関係先：市民団体等、防犯パトロール隊 対象年齢期：高校生期、成人期	防犯アドバイザー派遣回数：5 回	防犯アドバイザー派遣実績：3 回	防犯アドバイザー派遣回数：4 回
c	No.60 消費生活センター (20 ページ)	地元の産品を購入する（地産地消）、市内の店舗で購入する（地域活性化）、必要な分だけ購入する（食品ロス削減）など、持続可能な社会を目指して行動できる消費者の育成を図るため、人や社会、環境に配慮した消費行動に関する講座を開催するなど、各種啓発を行います。 主な関係先：－ 対象年齢期：全世代	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施やエシカル消費をテーマとした消費者教育ポスターの募集、関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供を行う。 ・巡回講座、学校での出前授業（15 回） ・イベント等におけるパネル展示やクイズの実施（6 回） ・エシカル消費をテーマとした消費者教育ポスターの募集	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施や関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供 ・巡回講座、学校での出前授業（8 回 182 人） ・イベント等におけるパネル展示やクイズの実施（7 回） ・情報紙やホームページへの掲載による啓発	食品ロスやエシカル消費、SDG s 等に関する啓発講座の実施やエシカル消費関連情報の収集を行い、啓発資料等で情報提供を行う。 ・巡回講座、学校での出前授業（15 回） ・イベント等におけるパネル展示やクイズの実施（6 回）

評価	No・所管課	施策内容	令和 7 年度実施予定	令和 7 年度事業実績	令和 8 年度実施予定
d	No.74 廃棄物対策課 (22 ページ)	町内自治会・市民活動団体や事業者等が行う、生ごみの減量や再資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に、生ごみ資源化アドバイザーを派遣し、適切な助言・技術指導等を行います。	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。(目標 20 回)	○派遣回数、受講者数 派遣回数(4 回) 受講者数(55 人)	町内自治会、市民活動団体及び事業者に対して、適切な助言・技術指導を行うため、生ごみ資源化アドバイザーを派遣する。(目標 20 回)
d	No.75 廃棄物対策課 (23 ページ)	自発的なごみ減量・再資源化活動を推進するため、生ごみ減量処理機等の購入費の助成を行います。	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の実購入費 (目標: 480 件) ・生ごみ肥料化容器の実購入費 (目標: 350 件)	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の実購入費 実績: 427 件 ・生ごみ肥料化容器の実購入費 実績: 91 件	○補助件数 ・生ごみ減量処理機の実購入費 (目標: 500 件)
c	No.85 消費生活センター (27 ページ)	消費者被害の防止や自立した消費者の育成のために、様々な方法を用いて啓発事業を実施します。 主な関係先: 対象年齢期: 全世代	対面のほか、オンラインを活用した講座など、時代のニーズに合わせた方法で消費生活講座を実施する。 また、専門知識を有する団体等との連携による講座を開催する。 ・オンライン等による講座 12 回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 2 回 ・資産形成等に関する講座 1 回	オンライン等による講座を実施した。 また、専門知識を有する団体等との連携による講座として、NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会千葉支部及び生涯学習センターとの共催により、お金の使い方に関する子ども向け講座や資産形成に関する消費生活講座を開催した。 ・オンライン等による講座 6 回(581 人) ・子ども向け講座「おこづかいゲーム」1 回(15 人) ・「お金の増やし方・使い方(入門編)」1 回(160 人)	対面のほか、オンラインを活用した講座など、時代のニーズに合わせた方法で消費生活講座を実施する。 また、専門知識を有する団体等との連携による講座を開催する。 ・オンライン等による講座 6 回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 2 回 ・資産形成等に関する講座 1 回

2 消費生活センターの主要事業

評価	No・所管課	施策内容	令和 7 年度実施予定	令和 7 年度事業実績	令和 8 年度実施予定
a	No.26 消費生活センター (9 ページ)	弁護士会等との連携による多重債務問題等に関する特別相談を実施します。また、協定に基づき、弁護士会に所属する弁護士から、相談業務に係る指導・助言等を受け、より専門性の高い相談業務を実施します。	庁内関係課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月 2 回実施する。また消費生活アドバイザー業務について弁護士会と協定を締結し、専門家による法的な見解を消費生活相談に活用する。 ・多重債務者特別相談 24 回	多重債務者特別相談のより一層の周知を図るため、全庁掲示板での周知、またチラシを作成し庁内関係課へ送付する等連携しながら多重債務者特別相談を月 2 回実施した。また消費生活アドバイザー業務について弁護士会と協定を締結し、専門家による法的な見解を消費生活相談に活用した。 ・多重債務者特別相談 24 回	庁内関係課へより一層の周知を図り、連携しながら多重債務者特別相談を月 2 回実施する。また消費生活アドバイザー業務について弁護士会と協定を締結し、専門家による法的な見解を消費生活相談に活用する。
b	No.34 消費生活センター (12 ページ)	消費者被害の防止や消費生活に関するものなど、市民の要望に応じたくらしの巡回講座を開催します。 主な関係先：地域団体 対象年齢期：小学生期～成人期	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施する。 ・くらしの巡回講座 80 回	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施した。 ・くらしの巡回講座 65 回（1,536 人）・「お金の増やし方・使い方（入門編）」1 回（160 人）	市民の要望に応じた内容で、市内各所に出向き悪質商法の被害や対処法のほか、くらしに身近な情報を提供するくらしの巡回講座を実施する。 ・くらしの巡回講座 80 回
a	No.35 消費生活センター (12 ページ)	地域での消費者被害防止のための活動を推進するため、警察や会場の貸出施設と連携して、消費者被害の防止のための講演会等を開催します。 主な関係先：警察、市内会場 対象年齢期：成人期	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンと連動し、警察、生涯学習センターと連携した講演会を開催する。事業の見直しにより、開催数を集約し規模を拡大したセミナーと従来どおりに警察と連携した講座を実施する。 ・消費者被害をテーマとした落語を盛り込んだセミナー（1 回） ・警察と連携した講座（1 回）	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンと連動し、警察、生涯学習センターと連携した講演会を開催する。事業の見直しにより、開催数を集約し規模を拡大したセミナーと従来どおりに警察と連携した講座を実施した。 ・消費者被害をテーマとした落語を盛り込んだセミナー（1 回） ・警察と連携した講座（1 回）	関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンと連動し、警察、生涯学習センターと連携したセミナーを開催する。 ・消費者被害をテーマとした落語を盛り込んだセミナー（1 回） ・警察と連携したセミナー（1 回）

評価	No・所管課	施策内容	令和 7 年度実施予定	令和 7 年度事業実績	令和 8 年度実施予定
a	No.41 消費生活センター (14 ページ)	行政、関係団体などによる千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を通じて連携の強化を図り、情報提供を行います。 主な関係先：委員、庁内関係課、社会福祉協議会 対象年齢期：高校生期、成人期	○千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図る。 ・会議開催回数 1 回 ○消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図る。 ・消費者被害注意報送付 6 回 ○見守り活動者向けの講座に関する情報提供（1 回）	○千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図った。 ・会議開催回数 2 回 ○消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図った。 ・消費者被害注意報送付 6 回 ○見守り活動者向けの講座に関する情報提供（1 回）	○千葉市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議を、消費者安全法上の消費者安全確保地域協議会に移行し、さらなる関係機関との連携強化を図る。 ・会議開催回数 2 回 ○消費者被害注意報を関係機関に定期的に送付するとともに、啓発において連携を図る。 ・消費者被害注意報送付 6 回 ○見守り活動者向けの講座に関する情報提供（1 回）
a	No.44 消費生活センター (15 ページ)	電話勧誘等による消費者被害を未然に防止するために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者に助成をします。	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付する。 ・補助金交付件数 300 件	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付した。 5/7～10/31 募集、12/1～1/29 追加募集 ・補助金交付件数 314 件	通話録音機能や着信拒否機能を備え付けた電話機等を購入・設置する高齢者に対し、補助金を交付する。 ・補助金交付件数 300 件
a	No.87 消費生活センター (28 ページ)	小・中学生を対象として年齢に応じた消費者教育を実施します。 主な関係先：－ 対象年齢期：小学生期、中学生期	小中学校での出前授業を実施するとともに、消費生活に関連する小学生向け講座を実施する。 ・小中学校での出前授業 10 校（オンライン含む） ・夏休み小学生講座 3 回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 2 回	小中学校での出前授業を実施するとともに、消費生活に関連する小学生向け講座を実施する。 ・小中学校等での出前授業 23 校（1,015 人）（オンライン含む） ・夏休み小学生講座 4 回（143 人） ・子ども向け講座「おこづかいゲーム」1 回（15 人）	小中学校での出前授業や消費生活に関連する小学生向け講座を実施するとともに、消費者教育ポスターの募集を行う。 ・小中学校での出前授業 10 校（オンライン含む） ・夏休み小学生講座 4 回 ・お金の使い方に関する子ども向け講座 1 回 ・消費者教育ポスターの募集